平成２１年（フ）第７６０８号
大阪府寝屋川市池田中町29番15―208号
債務者　椎野　　博
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８０６６号
大阪市北区豊崎１丁目３番１号　丸善豊崎レジデンス902号室
債務者　野村　菜々（旧姓並川・大家）
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８１９３号
大阪市港区港晴４丁目18番18号　港ビル306号
債務者　堀江　洋仁
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８２７１号
大阪市淀川区三津屋北１丁目31番８号
債務者　三津　英治
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８３０５号
大阪市住之江区新北島４丁目２番４―307号
債務者　眞野　千一
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４９３号
大阪府豊中市末広町２丁目９番２―102号
債務者　辰己　良子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５２１号
大阪市平野区平野上町２丁目４番24号　K’S上町303号
債務者　篠原　義人
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７０２号
大阪府池田市満寿美町６番８号
債務者　森田　　洋
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３３号
岡山市中区原尾島１丁目11番17号
債務者　平田　　良
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７３０号
横浜市中区初音町１丁目23番地１　アドリーム横浜初音710号室
債務者　山田　順子
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２９０９号
横浜市戸塚区深谷町1647番地63　深谷ハイツ201号
債務者　安藤　日出
1　決定年月日時　平成21年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５５８号
静岡県浜松市東区下石田町1560番地の１
債務者　古橋　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５７０号
静岡県浜松市中区上浅田１丁目７番15―203号　アーバンライフ上浅田
債務者　小森　崇義
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月15日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第５６０号
青森市沖館５丁目８番17号　浜H201号
債務者　髙橋　克彦
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
青森県上北郡野辺地町字船橋９番地169
債務者　手間本賢司
1　決定年月日時　平成21年11月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月28日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７５号
島根県浜田市下府町1354番地
債務者　立川　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月20日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部